

平成 23 年 3 月 29 日

市内不動産業者 様

島田市 商工課長

島田市空き店舗再生事業費補助金事業のチラシ送付について

このことにつきまして、チラシを作成しましたので、参考にしていただくとともに、周知していただけると幸いに存じます。

**空き店舗再生事業費補助金概要**

市の定めた区域内で空き店舗を利用して事業を行う方に補助金を支給

場 所

- ・ JR 島田駅北口や本通り・おび通りの一部の空き店舗

対象業種

- ・ 小売業及びサービス業・飲食店業の一部

対象者

- ・ 個人と法人

補助内容

- ・ 家賃 1 年間、月額 10 万円を限度に全額補助
- ・ 店舗改装費 50 万円を限度に4分の3補助

申請期間

- ・ 平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 4 月 28 日

商工課 商工係

TEL0547-36-7164

FAX0547-37-1244

平成23年度

# 島田市

## 空き店舗再生事業費補助金制度

# 家賃補助！金額

街なかで**お店を開きたい方**に嬉しいお知らせ！！  
市の定めた指定区域内において**空き店舗**を利用して事業を行う方に**補助金を支給**

どこのどんな空き店舗？

島田駅北口周辺・本通り・  
おび通り等6ヶ月以上使  
われていない店舗・倉庫・  
事務所。etc

どんなお店が対象？

小売店・サービス業・飲食店。etc

\*\*\* 島田市役所商工課 \*\*\*

申請期間：4月1日(金)～28日(木)

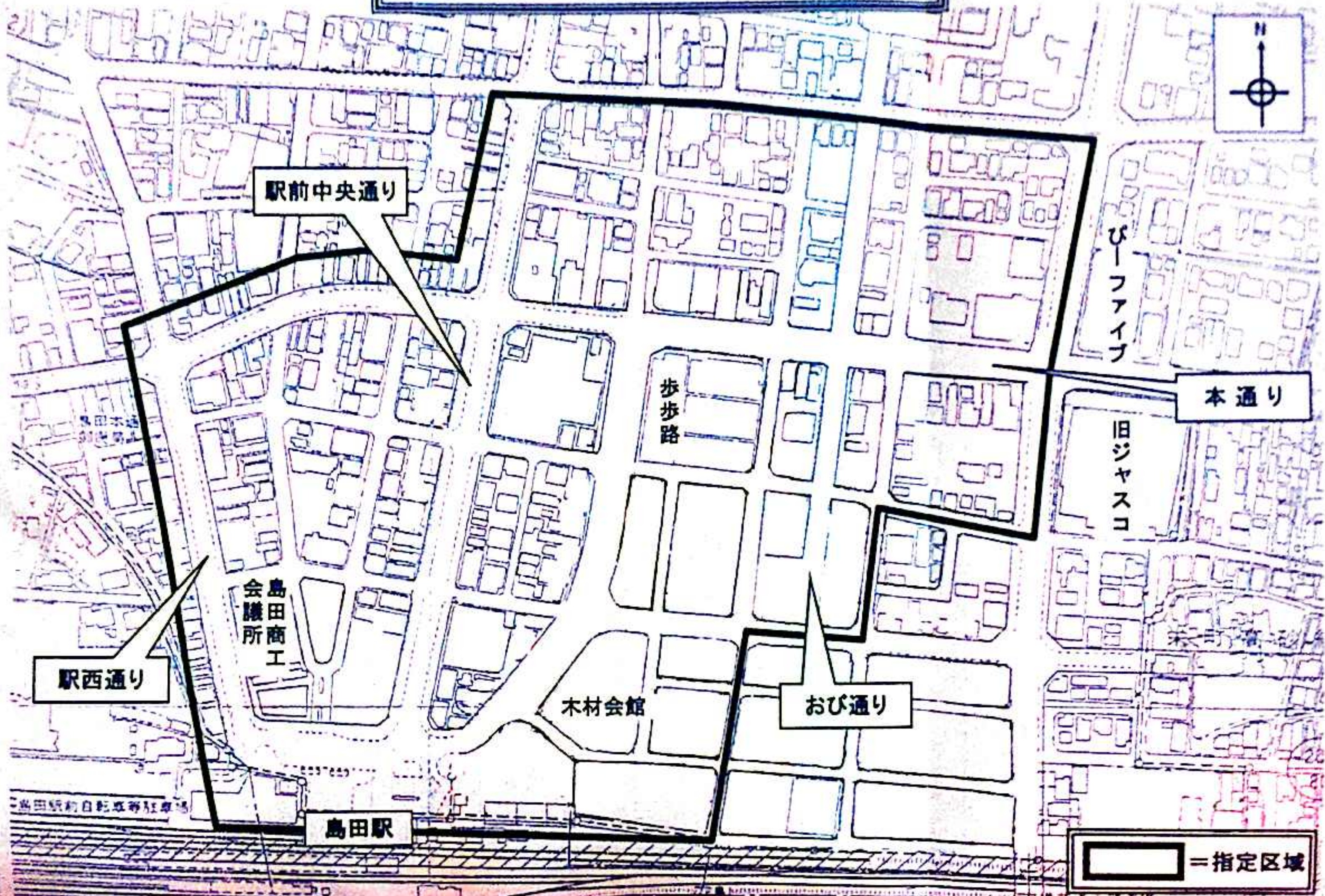
そもそも補助金って？

家賃と店舗改装費の補助をします。

誰がもらえる？

個人でも法人でも、市の定めた要件  
をすべて満たす必要があります。etc

空き店舗再生事業費補助金指定区域



空き店舗を新たに利用して、事業を行う方に 家賃 と 店舗の改装費 を補助します。

◆◆◆ にぎわい創出効果等の審査を行い2～3店舗程度に補助します ◆◆◆

対象となる地区は……………	▶	JR島田駅北口周辺・本通りやおび通りの一部 ※ 詳しくは裏面地図参照				
対象となる空き店舗は……………	▶	6ヶ月以上事業に使われていない店舗・倉庫・事務所等				
対象となる業種は……………	▶	小売業及びサービス業・飲食店業の一部 ※ 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律に規定する営業ではない事。 ※ フランチャイズチェーン方式により営業を行うものではない事。				
補助対象者は……………	▶	下記の要件を全て満たす個人及び法人 ◎ 常時使用する従業員の数が50人以下である事。 ◎ 法人の場合は、資本金の額又は出資の総額が5,000万以下である事。 ◎ 現に指定区域内で行っている事業を廃止して、新たに小売業等を営もうとする者ではない事。 ◎ 市税等に滞納がない事。				
営業に関する要件は……………	▶	◎ 市の定める区域にある空き店舗を利用するもの。 ◎ 営業期間5年以上（店舗改装費補助のみについては3年以上）を計画しているもの。 ◎ 大規模・小規模店舗立地法対象店舗内に出店するものではない事。 ◎ おおむね、午前10時から8時間以上の営業を行なう事。 ◎ 週6日以上営業を行なう事。 ◎ この補助金以外の補助金の対象ではない事。				
補助金額は……………	▶	◎ 家賃……年度ごとに申請が必要になります。 <table border="1" data-bbox="1102 2359 1942 2611"> <tr> <td>1年間</td> <td>月額10万円を限度に全額補助</td> </tr> <tr> <td>店舗改装費</td> <td>50万円を限度に3/4を補助</td> </tr> </table> <p>※ 一度限りです。</p>	1年間	月額10万円を限度に全額補助	店舗改装費	50万円を限度に3/4を補助
1年間	月額10万円を限度に全額補助					
店舗改装費	50万円を限度に3/4を補助					

= 申請・問い合わせ先 =  
 ☆☆☆ 島田市役所・商工課 ☆☆☆  
 島田中央町1番の1 (第2庁舎内)  
 TEL: 36-7164 FAX: 37-1244

## 対象となる業種の一覧

業種	業種の内容	店舗の具体例
小売業	各種商品小売業	スーパー、よろずや等
	織物・衣服	服小売店等
	身の回り品小売業	靴・バッグ小売店等
	飲食料品小売業	八百屋、果物店、肉店、魚屋店、パン小売店、菓子小売店、飲料小売店等
	機械器具小売業	自転車小売店、電気用品小売店等
	その他の小売業	書店、薬局、文房具店、家具小売店、玩具屋等
飲食店業	飲食店業	定食店、ラーメン店、喫茶店等
	持ち帰り飲食サービス業	持ち帰り寿司店等
サービス業	物品賃貸業	レンタルビデオ店、CDレンタル店等
	技術サービス業	写真館等
	洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング店、理容店等
	その他の生活関連サービス業	写真現像店、ペット美容室等
	娯楽業	映画館、劇場等

※ 詳細については、商工課までお問合せください。